

青森県ひとり親世帯等 臨時特別給付金のご案内

あなたは、青森県ひとり親世帯等給付金の対象者です

1. 支給対象者

- 令和8年4月分の児童扶養手当を受給（全部支給・一部支給）しているひとり親世帯

2. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **令和8年〇月以降、児童扶養手当の受給口座に振り込みます。**

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、**受給拒否届出書を県に郵送にて提出**してください。
（給付金の振込日以降に受給拒否の届出があった際は、給付金を返納していただく手続きを執ります。）
- ※ 令和8年4月分の児童扶養手当を受給（5月11日）以降に振込口座を解約した等、給付金の支給に支障が出る場合は、**口座変更届出書を県に郵送にて提出**してください。
- ※ 給付金の振込が完了した後に給付金受取口座を変更することはできません。

* 届出書の提出先及び制度に関するお問合せは下記までお電話ください。

■ 青森県こども家庭部こどもみらい課 家庭支援グループ

住所：030-8580 青森県青森市長島1-1-1

電話：017-734-9295



「青森県ひとり親世帯等臨時特別特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。